



# 島根県報

令和6年11月5日（火）

第 5 6 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

保安林の指定の解除

（森 林 整 備 課） 2

**【公 告】**

公共測量の実施の変更

（技 術 管 理 課） 2

公共測量の終了

（        ”        ） 2

---

**告 示**

---

**島根県告示第659号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市弥栄町門田825-5
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
林道用地とするため

---

**公 告**

---

令和6年8月16日付け島根県報第541号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
（変更前）令和6年8月5日から同月30日まで  
（変更後）令和6年8月5日から同年10月31日まで
- 3 作業地域  
益田市大草町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年9月2日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年11月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
  - 2 作業期間  
令和6年6月28日から同年9月2日まで
  - 3 作業地域  
出雲市斐川町黒目地内
-